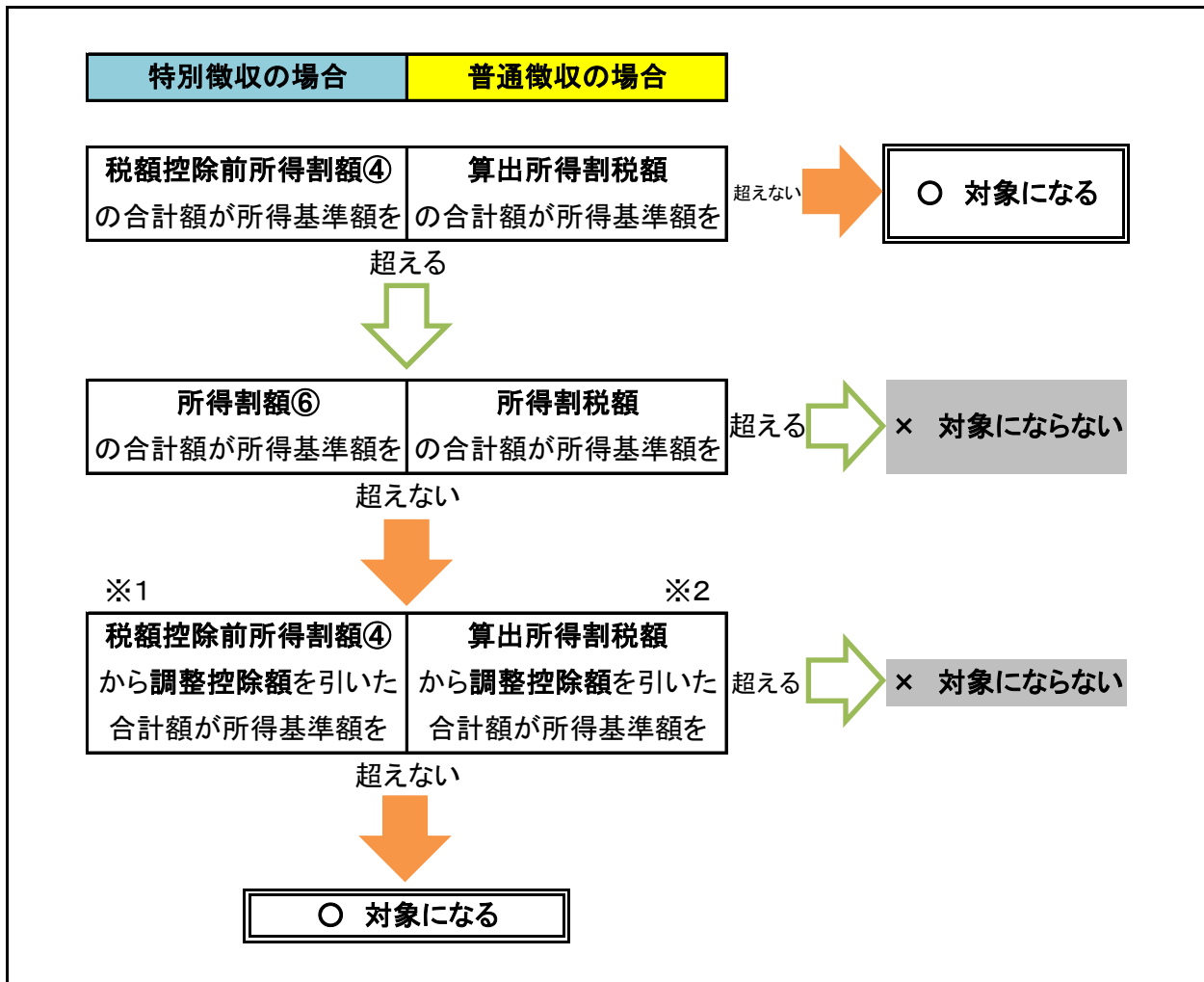


通院医療費所得判定の確認方法

〇●〇 市県民税決定通知をご覧ください 〇●〇

※すべて市民税の項目を参照してください

「控除前所得割額」から「調整控除」を引いた市民税所得割額を元に計算します。



※1 「税額控除前所得割額④から調整控除額を引いた合計額」が「子ども医療費助成制度における市民税所得割額」となります。

下記の税額控除がない方は通知の⑥が「子ども医療費助成制度における市民税所得割額」となりますが、下記の税額控除がある方は通知の⑥が「子ども医療費助成制度における市民税所得割額」とは異なります。

※2 「算出所得割税額から調整控除額を引いた合計額」が「子ども医療費助成制度における市民税所得割額」となります。

下記の税額控除がない方は通知の「所得割税額」が「子ども医療費助成制度における市民税所得割額」となりますが、下記の税額控除がある方は「所得割税額」が「子ども医療費助成制度における市民税所得割額」とは異なります。

★子ども医療費の算定で適用しない税額控除★

住宅借入金等特別税額控除 ・ 寄付金税額控除 ・ 配当控除 など

〇〇〇 市県民税決定通知の見方 〇〇〇

【特別徴収の場合】

税	市民税	税額控除前所得割額④			
		税額控除額⑤			
		所得割額⑥			
	均等割額⑦				
	県民税	税額控除前所得割額④			
		税額控除額⑤			
		所得割額⑥			
均等割額⑦					

【普通徴収の場合】

算出所得割税額	総所得	市民税	
		県民税	
	分離短期譲渡所得	市民税	
		県民税	
	分離長期譲渡所得	市民税	
		県民税	
	株式譲渡・山林・先物等	市民税	
		県民税	
	住宅借入金等	市民税	
	特別税額控除額	県民税	
	その他	市民税	
	税額控除等	県民税	
	配当・株式等	市民税	
	所得割額控除額	県民税	
所得割税額	市民税		
	県民税		